ACSES ニュースレター_２０９７号（2021 年 5 月 12 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇化学メーカーの工場で爆発 4 人重軽傷 福島 いわき〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:ガスこんろ(LP ガス用)で火災等〈消費者庁〉
・秋田大病院でまた医療過誤 白内障で２件続けて度数違う眼内レンズ〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・株式会社合食におけるいか加工品の不適正表示に対する措置について〈農林水産省〉
・近大医学部を家宅捜索　元教授の経費不正受給疑い―大阪府警〈Web報道〉
・鉄道乗客の手荷物検査を可能に　国交省、省令を改正へ〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・柏崎刈羽原発で新たに ID カード誤使用 防護の危うさ以前から〈新聞報道〉
[大災害対策]
・災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第 30 号）〈官報〉
・災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 152 号）〈官報〉
・災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 153 号）〈官報〉
・災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 30 号）〈官報〉
[大水害対策]
・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（法律第 31 号）〈官報〉
・内閣府、水害備え新指針　自治体に「広域避難」促す〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報　見出し
[3] 健康安全
◇ブルーライト抑える眼鏡 小中学への寄贈中止 東京〈放送報道〉
[4] 環境教育
◇「令和２年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査)」結果の公表について〈環境省〉
◇コンセプトムービー「体験の機会の場～SDGs 実現に向けた環境教育～」の公開について〈環境省〉
[5] 食品安全衛生関係
◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
[6] 廃棄物関係
◇令和２年度国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査結果について〈環境省〉
[7] 温暖化対策関係
◇カーボンニュートラル実現に向けた住宅・建築物分野の取組を検討します〈経済産業省〉
◇第一生命が異例の数値目標　温暖化対策なければ株売却も〈新聞報道〉

甘野老（アマドコロ、鳴子欄（ナルコラン））

[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　　［調査予定］　１件
[9] その他省庁発表　３件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[付録]
◇自分の顔見ると、やる気アップ？　脳活動を調べて発見〈新聞報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇化学メーカーの工場で爆発 4人重軽傷 福島 いわき
＜NHK　2021年5月11日14:27＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210511/k10013023061000.html
11日朝、福島県いわき市の化学メーカーの工場で爆発があり、4人が重軽傷を負いました。爆発の発生から4時間余りたった今も消火活動が続いていて、警察と消防が詳しい状況を調べています。
11日午前7時45分ごろ、いわき市常磐岩ヶ岡町にある「堺化学工業 湯本工場」で、「爆発音がして煙が見える」と近くの住民から通報がありました。
警察や消防などによりますと、この爆発で協力企業の社員4人が病院に運ばれ、このうち63歳の男性1人が全身にやけどを負って重傷です。
また、62歳と42歳、それに29歳の男性も顔や背中などにやけどをして病院で手当てを受けていますが、4人とも意識があり命に別状はないということです。
現場は、JR常磐線の湯本駅から南におよそ3キロの工場が建ち並ぶ地域で、現場からおよそ10キロ離れた小名浜港に設置されているNHKのカメラには、午前7時42分ごろ、白っぽい煙が高く立ち上る様子が撮影されていました。
午前10時ごろにNHKのヘリコプターが上空から撮影した映像からは、建物の外壁や屋根に大きな穴が空いて周りに爆発で吹き飛んだとみられる部材が散乱し、火柱や黒い煙が上がっている様子が確認できました。
会社によりますと、この工場では、化粧品の原料となる亜鉛の粉末などを製造しているということで、いわき市は有毒ガスなどが発生するおそれもあるとして、近隣の住民に屋内に避難するよう呼びかけています。
現場では爆発の発生から4時間余りたった今も消火活動が続いていて、警察と消防が詳しい状況を調べています。
爆発があった工場から北東に200メートルほどのところにある企業、「東洋システム」では社員の多くを自宅待機させる対応をとっています。
電話での取材に応じた社員は「地震のような揺れとともに爆発が起きたと聞いている。煙は臭いが強く、有害物質が出ているのではないか不安だ」と話していました。
南側の事業所社員　「爆発は2回」
爆発が起きた「堺化学工業湯本工場」の、すぐ南側にある「クリナップ」のいわき事業所の社員によりますと、「午前7時45分ごろ、急に建物がガガガッと揺れる感じがして、地震かと思ったら爆発していた。外を見たら煙が上がっていて事業所のおよそ80人の社員は少し離れたところに全員避難させている。午前8時10分ごろにも軽い爆発があったようだ」と話していました。
現場近くの会社男性「外を見たらきのこ雲」
現場近くの会社に勤める男性は「仕事をしていたらドーンという音が聞こえて、外を見たらきのこ雲が立っていたので、これは爆発ではないかと思いました。実際に身近でこういうことが起きると怖いです」と話していました。

現場近くの公認会計士男性　「化学物質のようなにおい」
現場の工場近くに事務所を構えている公認会計士の男性は「ドーンというものすごい音を聞いて外に出たら煙が上がっていました。少し化学物質のようなにおいがしたので危険を感じ、すぐに従業員に連絡して自宅待機させました」と話していました。
・化学メーカーの工場で爆発 4人重軽傷 福島 いわき
＜NHK　2021年5月11日18:43＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210511/k10013023061000.html
11日朝、福島県いわき市の化学メーカーの工場で爆発があり、4人が重軽傷を負いました。爆発の発生から10時間余りたった今も消し止められていません。
11日午前7時45分ごろ、いわき市常磐岩ヶ岡町にある「堺化学工業 湯本工場」で「爆発音がして煙が見える」と、近くの住民から消防に通報がありました。
警察や消防などによりますと、この爆発で協力企業の社員4人が病院に運ばれ、このうち63歳の男性1人が全身にやけどを負って重傷です。
また、62歳と42歳、それに29歳の男性も顔や背中などにやけどをして病院で手当てを受けていますが、4人とも意識があり、命に別状はないということです。
爆発した工場は、建物の外壁や屋根に大きな穴があいて、周りに爆発で吹き飛んだとみられる部材が散乱していました。
会社によりますと、この工場では、亜鉛のかたまりを熱して蒸発させたうえで冷やし、防さび塗料などに使われる亜鉛の粉末を製造していて、従業員が亜鉛の粉末を飛ばしてふるいにかけるためのファンのスイッチを入れたところ、異音がして間もなく爆発したということです。
現場は、JR常磐線の湯本駅から南におよそ3キロの、工場が建ち並ぶ地域で、いわき市は、有毒ガスなどが発生するおそれもあるとして、一時、近隣の住民に屋内に避難するよう呼びかけました。
測定の結果、有毒ガスは検出されなかったということです。
昼ごろには火の勢いはおさまりましたが、発生から10時間余りたった今も消し止められていません。
消防は、11日午後6時半に消火活動を打ち切り、12日午前6時から活動を再開することにしています。

◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:ガスこんろ(LPガス用)で火災等
＜消費者庁　2021年5月11日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024143/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210511_1.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うちガスこんろ（ＬＰガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件
（うち加湿器（超音波式）１件、扇風機１件、リチウム電池内蔵充電器１件、
バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）１件、ノートパソコン１件、鍋（取っ手着脱式）１件）

・秋田大病院でまた医療過誤 白内障で２件続けて度数違う眼内レンズ
＜産経ニュース　2021年5月11日＞　https://www.sankei.com/affairs/news/210511/afr2105110016-n1.html
秋田大附属病院は１１日、白内障手術で誤った度数の眼内レンズを挿入する医療過誤が、２件続けて起きたと発表した。
２件とも発生は昨年で、患者はともに秋田県内の６０代男性。退院後の検査で、期待される視力が得られておらず、レンズの間違いが発覚した。２人とも担当医から間違いの説明を受けて再手術を受けた。
執刀はそれぞれ別の医師だが、２人とも度数計算を間違ったうえ、複数医師による確認もしないまま手術していた。
同病院では昨年、５歳未満の女児に行った腎臓手術で、溶けて吸収される縫合糸を使うところを誤って溶けない糸を使い、翌日未明に再手術する医療過誤があった。さらに、余って切り取った体液排出用チューブを患者の

体内に置き忘れて再手術する医療過誤も発生した。
　いずれも初歩的なミスなうえ、ミス防止のための基本確認も怠ったことによる医療過誤。同病院は医療過誤発生のたびに、再発防止の確認を徹底するなどと繰り返している。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・株式会社合食におけるいか加工品の不適正表示に対する措置について
＜農林水産省　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/210511.html
農林水産省は、株式会社合食（本社：兵庫県神戸市兵庫区中之島一丁目１番１号。法人番号 3140001012993。以下「合食」という。）が、自ら製造するいか加工品の原材料に、「スルメイカ」を使用していないにもかかわらず、商品表面に「スルメイカ」を使用している旨を表示して、製造販売したことを確認しました。
このため、本日、合食に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

・近大医学部を家宅捜索　元教授の経費不正受給疑い―大阪府警
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 12 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021051101243&g=soc
　近畿大医学部法医学教室の元主任教授（６６）＝懲戒解雇＝が、医療用品の経費を不正受給した疑いが強まったとして、大阪府警は１１日、詐欺容疑で同府大阪狭山市の医学部を家宅捜索した。捜査関係者への取材で分かった。府警は押収した資料の分析や元教授らへの事情聴取を進める。
　近大によると、元教授は大阪市の医療機器販売会社の元社員と共謀し、架空の領収書を偽造。「立て替え払いした」と装って、２０１９年４月～２０年１２月に３５件、計約１７８０万円を詐取した疑いが持たれている。また、大学に負担させて契約した携帯電話３台を家族に使わせ、計約９０万円を私的に利用したとされる。

・鉄道乗客の手荷物検査を可能に　国交省、省令を改正へ
＜朝日新聞　2021年5月11日＞https://www.asahi.com/articles/ASP5C5HDFP5BUTIL019.html?iref=comtop_7_01
　国土交通省は、鉄道会社が鉄道利用客に対して手荷物検査を行えるようにするため、関係省令を改正する方針を固めた。新幹線車内で乗客が刃物で殺傷されるなどの事件が続いたことを受け、危険物を持ち込ませないよう徹底を図る。東京五輪の期間中に主要駅で実施することも見据え、7月1日施行を目指すという。
　検査を拒否した場合は列車や駅敷地からの退去を要求できる権限も鉄道会社に与える。ただ、海外で導入している先行例に比べ、日本の鉄道は分刻みの過密ダイヤで、大きな混雑や運行の妨げにつながりかねない。そこで、衣服の下に隠された物体を検出する装置などで不審者を絞り込んだうえで、手荷物検査を行うことを想定する。
　鉄道への危険物の持ち込みは鉄道営業法に基づく鉄道運輸規程で禁止されている。だが、2018年6月に東海道新幹線の車内で乗客3人が刃物で殺傷されるなど、鉄道内で危険物による事件が相次いで発生。東京五輪・パラリンピックに向けてテロ対策の強化が求められる中で、国交省が実証実験をするなど検討を進めていた。
　手荷物検査についてはこれまで法令の定めがなかったため、今回の省令改正で「手荷物等の点検を行うことができる」という規定を新設する。客が拒否した場合には「客車または鉄道地内からの退去を求めることができる」ことも明記。6月1日公布、7月1日施行を予定している。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・柏崎刈羽原発で新たに ID カード誤使用 防護の危うさ以前から
＜毎日新聞　2021 年 5 月 11 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210511/k00/00m/040/089000c
　東京電力柏崎刈羽原発を巡り、新たな不祥事が発覚した。２０１５年８月、協力企業の作業員が同じ企業で働く父親のＩＤカードを誤って使用し、立ち入りが制限される「周辺防護区域」に入っていた。同原発では２０年９月にも所員が他人のＩＤカードで中央制御室に入室した問題が発生したが、それ以前から、東電の核物質防護措置が危うい状態だった可能性が浮上した。
　今回のＩＤ誤使用は一部報道で発覚。公表しなかった理由について、東電広報は「当時の核物質防護措置の運

用に従った」と説明する。ただ、こうした東電の姿勢を含め、相次ぐ不祥事について、自民党県連の小野峯生幹事長は１０日、「かける言葉もない」と厳しく批判。「我々としても他にも（不祥事が）あるんじゃないかと疑ってしまう。会社そのものの体質が問われている」と話した。

柏崎市の桜井雅浩市長は取材に「ＩＤ不正使用や核物質防護設備機能の一部喪失の問題の方が衝撃的だったが、（今回のＩＤ誤使用も）あってはならないこと。東電は組織のあり方を見直している最中であることを認識し、厳しく検証を進めてほしい」と話した。

東電によると、ＩＤ誤使用は、核物質を貯蔵する６、７号機原子炉建屋がある「防護区域」のゲートで、作業員が本人確認を受けた際に異常を知らせる警報が鳴り、覚知された。東電が県警に通報したため、防護区域への侵入は防いだという。ただし、作業員は「防護区域」の手前にある「周辺防護区域」のゲートは通過していた。

そもそも今回の誤使用は、作業員がＩＤを取り違えたことで起こった。作業員は出勤時、事務所の保管箱から自身のＩＤを取り出したが、原発敷地外に資機材を取りに行くため、ＩＤをいったん保管箱に戻した。その後、外に出る必要がなくなり再びＩＤを持ち出す際、父親のＩＤと取り違えた。ＩＤはまとめて保管されていた。

「周辺防護区域」のゲートにいた警備員は、ＩＤの顔写真に違和感を覚え確認を求めたが、作業員はよく確認せず通過。警備員が通過を許したのは、朝の混雑時で他の作業員に迷惑がかからないようにとの配慮もあった。加えて、ＩＤには確認がしやすいよう大きな文字で姓を記したシールが貼られていたが作業員と父親は同姓で、顔写真も親子のため人相が似ていたという。

新たな不祥事が発覚し、東電は「ＩＤ不正使用や核物質防護設備の一部機能喪失と併せて、今後、根本的な原因分析と改善措置活動に対する検討を進めていく」と話している。

同原発を巡っては、２０年９月、東電社員が同僚のＩＤで中央制御室に不正に入室する問題が発生。さらに２０年３月以降、侵入者を検知する機器が複数故障し、うち１０カ所の代替設備が３０日を超えて機能していなかったことなど、核物質防護措置の不備が相次いで判明している。一連の不祥事を受け、原子力規制委員会は２１年４月、原子炉等規制法に基づく改善命令を出し、核燃料の移動を禁止した。

[大災害対策]

・<u>災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第 30 号）</u>

［官報］ 令和３年５月 10 日　号外　第 102 号　5～11 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210510/20210510g00102/20210510g001020005f.html

あらまし

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第 30 号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法の一部改正関係

１　総則

国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に実施に努めなければならない事項として、広域避難に関する協定の締結に関する事項を追加することとした。（第八条第二項関係）

２ 防災に関する組織

㈠　中央防災会議

中央防災会議の委員として内閣総理大臣が任命できる者に内閣危機管理監を追加することとした。（第一二条第五項関係）

㈡　特定災害対策本部

⑴　非常災害に至らない規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域の状況等を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができることとした。（第二三条の三関係）

⑵ 特定災害対策本部の組織について、特定災害対策本部長は、防災担当大臣等の国務大臣をもって充てることとするとともに、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員等は、内閣官房若しくは内閣府等の指定行政機関の職員等のうちから内閣総理大臣が任命することとした。また、特定災害対策本部に、特定災害現地対策本部を置くことができることとした。（第二三条の四関係）

⑶ 特定災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関することや、所管

区域において指定行政機関の長等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること等の事務をつかさどることとした。（第二三条の五関係）

⑷　指定行政機関の長は、特定災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限を特定災害対策本部員に委任することができることとした。（第二三条の六関係）

⑸　特定災害対策本部長は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長等に対し、必要な指示等ができることとするとともに、特定災害現地対策本部が置かれたときは、同本部長の権限の一部を特定災害現地対策本部長に委任することができることとした。（第二三条の七関係）

㈢　非常災害対策本部

⑴　非常災害対策本部の設置要件について、非常災害が発生した場合から、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に拡大するとともに、特定災害対策本部が既に設置されているときに非常災害対策本部を設置する場合には、当該特定災害対策本部は廃止されることとし、非常災害対策本部がその所掌事務を承継することとした。（第二四条第一項及び第三項関係）

⑵　非常災害対策本部長には、内閣総理大臣を、非常災害対策副本部長には、内閣官房長官、防災担当大臣等の国務大臣をもって充てることとした。また、非常災害対策本部員には、非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣及び副大臣、内閣危機管理監等のうちから、内閣総理大臣が任命する者を充てることとするとともに、それ以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府等の指定行政機関の職員等のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。（第二五条第一項、第四項、第六項及び第七項関係）

⑶　指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限を非常災害対策本部の職員に委任することができることとした。（第二七条第一項関係）

⑷　非常災害対策本部長は、その権限として、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等に対し、必要な指示をすることができることとし、同本部長は、その権限を非常災害対策副本部長に委任することができることとした。（第二八条第二項及び第四項関係）

⑸　緊急災害対策本部緊急災害対策本部の設置要件について、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合から、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に拡大するとともに、特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときに緊急災害対策本部を設置する場合には、当該非常災害対策本部等は廃止されることとし、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継することとした。（第二八条の二第一項及び第三項関係）

３　防災計画

都道府県防災会議等が地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮することとした。（第四〇条第三項及び第四二条第四項関係）

４　災害予防

㈠　災害予防及びその実施責任

災害予防として行う事項に、災害が発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項を追加することとした。（第四六条第一項関係）

㈡　個別避難計画

⑴　市町村長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、本人の同意が得られない場合を除き、個別避難計画を作成するよう努めなければならないこととし、その作成のため必要があると認めるとき等は、避難行動要支援者の氏名等の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用すること等ができることとした。（第四九条の一四関係）

⑵　市町村長は、災害の発生に備え、避難行動要支援者等の同意を得た場合等において、避難支援等関係者等に個別避難計画情報を提供するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避

難行動要支援者等の同意を得ることなく、避難支援等関係者等に個別避難計画情報を提供することができることとした。また、避難行動要支援者等の権利利益の保護のため、必要な規定を設けることとした。（第四九条の一五～第四九条の一七関係）

5 災害応急対策

㈠ 通則

⑴ 特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、内閣総理大臣は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならないこととした。（第五一条の二関係）

⑵ 市町村等の報告に係る災害が特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならないこととした。（第五三条第五項関係）

㈡ 市町村長の警報の伝達及び警告

市町村長は、住民等に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知等をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供等必要な配慮をすることとした。（第五六条第二項関係）

㈢ 市町村長の避難の指示等

⑴ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができることとした。（第六〇条第一項関係）

⑵ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示することができることとした。（第六〇条第三項関係）

㈣ 広域避難

⑴ 市町村長は、災害が発生するおそれがある場合に、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要等があると認めるときは、同一の都道府県内の他の市町村の市町村長に協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならないこととした。（第六一条の四関係）

⑵ 市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事との協議を求めることができることとし、協議を受けた他の都道府県内の関係市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならないこととした。（第六一条の五関係）

⑶ 市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村長に協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならないこととした。（第六一条の六関係）

⑷ 内閣総理大臣等は、都道府県知事等からの求めに応じ、広域避難に関する助言をしなければならないこととした。（第六一条の七関係）□ 都道府県知事は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、居住者等の運送を要請することができることとするとともに、指定公共機関等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、運送を指示できることとした。（第六一条の八関係）

㈤ 応援の要求

他の市町村長等に対する応援の要求等について、その要件を災害が発生した場合から、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に拡大することとした。（第六七条第一項、第六八条、第七四条第一項、第七四条の二第一項、第七四条の三第一項及び第三項並びに第七四条の四関係）

6 財政金融措置

国がその全部又は一部を補助することができる費用の要件に、特定災害対策本部長の指示に基づいて、地

方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが不適当なもの等であって政令で定めるものを追加することとした。（第九五条関係）

二　災害救助法の一部改正関係

１　目的

この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社等の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とすることとし

２　救助

㈠　災害が発生するおそれがある場合に、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、当該本部の所管区域内の市町村において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して、救助を行うことができることとした。（第二条第二項関係）

㈡　救助実施市において、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、当該救助実施市の長が行うこととした。（第二条の二第一項関係

㈢　都道府県知事は、救助実施市及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事等が行う救助において必要となる物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者等との連絡調整を行うこととした。（第二条の三関係）

㈣　㈠の救助の種類は、避難所の供与とすることとした。（第四条第二項関係）

㈤　内閣総理大臣、都道府県知事等は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現に応急的な救助を行う必要があるときは、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信設備を優先的に利用等できることとした。（第一一条関係）

㈥　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長に行わせることができることとした。（第一三条第一項関係）

３　雑則

都道府県知事は、救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができることとした。（第三〇条関係）

三　内閣府設置法の一部改正関係

防災に関する基本的な施策に関する事項及び大規模な災害への対処その他の防災に関する事項（原子力災害に対する対策に関するものを除く。）に関する事務等については、特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させることとした。（第九条の二関係）

四　施行期日等

１ この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条、第三条、第八条及び第一五条関係

２ この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

・<u>災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 152 号）</u>

［官報］　令和 3 年 5 月 10 日　号外　第 102 号　27 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210510/20210510g00102/20210510g001020027f.html

あらまし

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 152 号）（内閣府本府）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三〇号）の施行期日は、令和三年五月二〇日とすることとした。

・<u>災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 153 号）</u>

［官報］ 令和３年５月10日　号外　第102号　 27～28頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210510/20210510g00102/20210510g001020027f.html

あらまし

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第153号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法施行令の一部改正関係

１　中央防災会議の委員の定数は、二七人以内とすることとした。（第三条第一項関係）

２　特定災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、国は、特定災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができることとした。（第四二条関係）

３　起債の特例措置の対象となる地方公共団体の要件を、その年の一月一日から一二月三一日までに発生した激甚災害につき、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三〇号。以下「改正法」という。）による改正後の災害救助法に規定する救助が行われた市町村であって、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県等が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の一〇〇分の一に相当する額を超えるものとすることとした。（第四三条第一項第二号関係）

４　その他所要の改正を行うこととした。

二　災害救助法施行令の一部改正関係改正法による災害救助法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一条第一項及び第一七条関係）

三　原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正関係改正法による原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　被災者生活再建支援法施行令の一部改正関係改正法による災害対策基本法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第三条第一項及び第四条第三項関係）

五　東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部改正関係改正法による災害救助法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

六　施行期日等

１　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

２　この政令は、改正法の施行の日（令和三年五月二〇日）から施行することとした。

・<u>災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府令第30号）</u>

［官報］ 令和３年５月10日　号外　第102号　28～29頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210510/20210510g00102/20210510g001020028f.html

〇内閣府令第30号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十一条の四第四項及び第六項、第六十一条の五第六項及び第十項並びに第六十一条の六第五項及び第七項の規定に基づき、並びに第四十九条の七第二項の規定により準用する同法第四十九条の四第三項を実施するため、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和３年５月10日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十　二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前

（指定避難所の公示） **第一条の七の二**　法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。以下この項において「指定一般避難所」という。）を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。 ２　前項に定めるもののほか、法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所（以下この項において「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。	［条を加える。］
（法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者等） **第二条の三**　法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。 ２　法第六十一条の四第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。 ３　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。 ４　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の内閣府令で定める者について準用する。	［条を加える。］
（令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）	（令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）
<u>**第二条の四**</u>　　［略］	<u>**第二条の三**</u>　　［同左］
<u>（法第八十六条の八第四項の内閣府令で定める者等）</u>	<u>（内閣府令で定める者）</u>

第八条の二　［略］ ２～５　［略］	第八条の二　　［同左］ ２～５　　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

１　この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

２　この府令の施行の際現に災害対策基本法第四十九条の七第一項の規定により災害対策基本法施行令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。）として指定されているものについては、改正後の災害対策基本法施行規則第一条の七の二第一項に規定する指定一般避難所として同法第四十九条の七第二項の規定により準用する同法第四十九条の四第三項の規定による公示をされているものとみなす。

［大水害対策］

・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（法律第31号）

［官報］　令和3年5月10日　号外　第102号　11～25頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210510/20210510g00102/20210510g001020011f.html

あらまし

◇特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（法律第 31 号）（国土交通省）

一　特定都市河川浸水被害対策法の一部改正関係

１　特定都市河川の指定の要件に当該河川が接続する河川の状況又は地形その他の自然的条件の特殊性を追加することとした。（第二条関係）

２　流域水害対策計画の記載事項に特定都市河川流域における土地の利用に関する事項等を追加することとした。（第四条関係）

３　流域水害対策協議会等

㈠　国土交通大臣により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策協議会を組織することとした。（第六条関係）

㈡　都道府県知事により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、都道府県流域水害対策協議会を組織することができることとした。（第七条関係）

４　特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、当該施設の設置及び管理に関する計画を作成し、当該施設を設置しようとする都道府県知事等の認定を申請することができることとした。（第一一条関係）

５　河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、流域水害対策計画に定められた指定の方針に基づき、かつ、当該計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができることとした。（第五三条関係）

６　都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた指定の方針に基づき、かつ、当該計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築等の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができることとした。（第五六条関係）

二　水防法の一部改正関係

１　国土交通大臣又は都道府県知事は、改正前から洪水浸水想定区域の指定が義務付けられている河川のほか、特定都市河川及びその管理する一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、新たに洪水浸水想定区域を指定することとした。（第一四条関係）

２　都道府県知事又は市町村長は、改正前から雨水出水浸水想定区域の指定が義務付けられている排水施設のほか、その管理する公共下水道等の排水施設のうち浸水被害対策区域内又は特定都市河川流域内に存するも

の及び雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、新たに雨水出水浸水想定区域を指定することとした。（第一四条の二関係）

３　都道府県知事は、改正前から高潮浸水想定区域の指定が義務付けられている海岸のほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、新たに高潮浸水想定区域を指定することとした。（第一四条の三関係）

４　市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、当該施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画で定めるところにより、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行った上で、その結果を市町村長に報告するとともに、当該報告を受けた市町村長は、当該施設の所有者等に必要な助言又は勧告をすることができることとした。（第一五条の三関係）

三　建築基準法の一部改正関係

特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域における開発行為のうち、都道府県知事等の許可を受ける擁壁については、建築確認等を要しないこととした。（第八八条関係）

四　下水道法の一部改正関係

１　事業計画の記載事項として計画降雨を追加等することとした。（第五条、第六条、第二五条の二四及び第二五条の二五関係）

２　公共下水道管理者、流域下水道管理者及び都市下水路管理者は、排水施設を補完する施設のうち、一定の樋門又は樋管について、操作規則を定めなければならないこととした。（第七条の二及び第三一条関係）

３　浸水被害対策区域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、当該施設の設置及び管理に関する計画を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができることとした。（第二五条の一〇関係）

五　河川法の一部改正関係

１　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は管理する二級河川に係る一定の維持を自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができることとした。（第一六条の五関係）

２　ダム洪水調節機能協議会等

⑴　河川管理者は、その管理する一級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織することとした。（第五一条の二関係）

⑵　河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができることとした。（第五一条の三関係）

六　都市計画法の一部改正関係

都市施設に、一団地の都市安全確保拠点施設を追加等することとした。（第一一条及び第一三条関係）

七　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正関係

移転促進区域に、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域を追加することとした。（第一条関係）

八　都市緑地法の一部改正関係

特別緑地保全地区を定めることができる土地の区域に雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）として適切な位置、規模及び形態を有するものを追加することとした。（第一二条第一項第一号関係）

九　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正関係

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、当該施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行った上で、その結果を市町村長に報告するとともに、当該報告を受けた市町村長は、当該施設の所有者等に必要な助言又は勧告をすることができることとした。（第八条の二関係）

一〇　施行期日

　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

・内閣府、水害備え新指針　自治体に「広域避難」促す

＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764294160450011136?c=39546741839462401

　内閣府は 10 日、水害対策を担う自治体職員を対象とした新たなガイドラインを公表した。河川の氾濫などによる人的被害を減らすには、事前に大勢の住民を安全な近隣自治体へ逃がす「広域避難」が選択肢の一つになるとして、具体的な計画づくりを促す内容だ。

　ガイドラインは「気候変動などの影響によって近年、一つの市区町村の中で住民の避難を完結するのが難しい災害が増えている」と指摘。「人口集中地域の大部分が浸水想定区域」「避難施設が不足」などの条件が当てはまる市区町村は、広域避難を検討する必要性が高いとした。

　水害時の広域避難は検討課題が多岐にわたるため実施例がほとんどない。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2v2rg1Jvax1qyYBY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1vAb9QcxZsT2iUxY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 5 月 10 日版）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=aZEMVPezR1aPUdn7Y

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzOpfOBMw3FsAktZY

◇マスコミ報道　見出し

・インドで確認の変異ウイルス「感染力が強まる」WHO が監視強化

＜NHK　2021 年 5 月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210511/k10013023021000.html

・佐賀の聖火リレーで感染者　9 日に伴走車両を運転

＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764488921903398912?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ

＜厚生労働省　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3SW_aVZa1Wd6FF9PY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・摂取予約混乱　国の方針に苦言も

「ワクチンいつ」対応追われる自治体、国の方針に苦言も

＜朝日新聞　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5B6VJSP5BUTIL02D.html

・ワクチン、今週から供給大幅増へ　高齢者向け本格化、予約が課題に

＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764427012736401408?c=39546741839462401

・新型コロナ 医療従事者向けのワクチン配送 今週で完了

＜NHK　2021 年 5 月 10 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210510/k10013020851000.html

・モデルナ製の治験結果提出　武田薬品、抗体の増加確認
＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764452322578923520?c=39546741839462401
・モデルナ アストラゼネカ 2 社のワクチン 20 日に判断へ 厚労省
＜NHK　2021 年 5 月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210511/k10013022711000.html
・塩野義製薬 変異ウイルスに対応するワクチン開発に着手
＜NHK　2021 年 5 月 10 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210510/k10013022871000.html?utm_int=detail_contents_news-related_008
・塩野義ワクチン　年内実用化も　　塩野義のコロナワクチン、条件付き承認で年内実用化も
＜産経ニュース　2021 年 5 月 10 日＞
https://www.sankei.com/economy/news/210510/ecn2105100023-n1.html
・初の純国産ワクチンか、塩野義製薬「早ければ年内供給」…承認なら１千万人分以上を量産可能
＜読売新聞　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210510-OYT1T50185/

・「コロナワクチン」出遅れの日本、一層不利に　既存品流通で治験困難
＜京都新聞　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/562144

・EU アストラゼネカのワクチン 来月以降の追加注文せず
＜NHK　2021 年 5 月 10 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210510/k10013021101000.html

・学校での感染拡大が相次ぐ米、ファイザー製ワクチン対象「１２歳以上」に拡大
＜読売新聞　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20210511-OYT1T50085/

◇大学等関係

・「会食しません」「カラオケしません」学生に誓約求める
＜朝日新聞　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5B6WVFP5BONFB00M.html

三重大学（津市）が、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されている地域から通う学生に対し、「会食しません」などの項目にチェックを入れる「誓約書」の提出を求めていることがわかった。大学側は「学生の安全を保つため」と説明し、罰則も想定していないとしているが、学内からも「やり過ぎ」などと批判の声が上がっている。

誓約書は、「十分な感染予防対策を講じます」「学内では一人で食事をします」「三重県内では、人数や時間を問わず会食しません」「旅行は控えます」「カラオケはしません」など 8 項目を列挙。学生に対し、学籍番号、学部、学年、名前を記入し、誓約する項目にチェックして出すように求めているという。

同大学の授業は現在、対面とオンラインを併用している。4 月下旬、3 度目の緊急事態宣言が出された東京や大阪など 4 都府県から通う学生に、対面授業に出る場合は事前に大学に連絡し、誓約書を出すように求め始めた。現在は、宣言への追加が決まった愛知、福岡両県からの学生にも、同様の対応を促しているという。大学は、誓約を破った学生に対する罰則などは想定していないと説明している。

学生らによると、誓約書のひな型は、全学生が閲覧できる同大学専用サイトに掲載され、学生はダウンロードして書き込み、提出する仕組みだという。

同大学のある教授は「このやり方はありえない。学生の人権をどう考えているのか」と問題視し、「大学は学生と一緒にコロナ対策を考え、大学生活をつくっていくべきだ」と指摘する。

三重県内在住の学生は「昨年は全ての授業がオンラインで、やっと大学に行けるようになったと思ったらこれ。怒りやあきれの気持ちしかない」と話す。

一方、三重大学学務部の担当者は「緊急事態宣言が出されている地域の学生には、特に高い意識を持って通ってほしい。自覚を促し、学生の安全を保つための対策です」と説明する。

三重大学では、これまでに学生が開いた食事会などで、学生が絡む 4 事例のクラスター（感染者集団）が確認

されている。

・「誓約書」ではなく「確認書」提出を　三重大が方針転換

＜朝日新聞　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5C5DWXP5CONFB010.html

三重大学（津市）は 11 日、政府の緊急事態宣言が出された地域から通う学生に提出を求めていた、「会食しません」などの項目にチェックを入れる「誓約書」について、提出を今後求めないことを決めた。代わりに、新型コロナの感染防止に取り組む「確認書」の提出を全学生と全教職員に求めるという。

誓約書は「学内では一人で食事をします」「三重県内では、人数や時間を問わず会食しません」など 8 項目を列挙。学籍番号、学部、学年、名前を記入し、誓約する項目にチェックして出すように求めていた。

三重大学学務部によると、11 日の報道を受けた学長以下の緊急会議で決めた。今後、全学生と全教職員に提出を求める確認書の項目は「検討中」だが、新しい生活様式に即して学生や教職員に求める行動を想定し、誓約書の内容に準ずるものになるという。

担当者は「一部の学生にだけ誓約を求めるのかという議論になった。今後も学生や大学の安全のために全力で取り組む」と話す。

同大学のある教授は「一方的な通達では意味がない。学生は大学内だけで生活しているわけではないから、大学は学生と一緒になってコロナ対策を含めた大学生活を考えていくべきだ」と話した。

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】（5/10 更新）

＜大学プレスセンター　2021 年 5 月 10 日＞

https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】（4/28 更新）

＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 28 日＞

https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・アメリカの大学 コロナワクチン“接種の義務化” 対応分かれる

＜NHK 2021 年 5 月 12 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210512/k10013025291000.html

アメリカの大学では、新型コロナウイルスワクチンの接種を対面での授業への出席の条件にするかどうかで対応が分かれています。300 を超える大学が対面授業を希望する学生に接種を義務付けるとする一方、一部の州は大学が学生に接種歴の提示を求めることを禁じる方針を示し、そうした州では一度決めた“接種の義務化”の方針を撤回する大学も出てきています。

アメリカでは、ことし 3 月、およそ 7 万人の学生が在籍するニュージャージー州の州立大学ラトガース大学が、新学期が始まる 9 月以降、対面での授業を受ける学生に対し、新型コロナウイルスワクチンの接種を必須とすると発表しました。

その後、ハーバード大学などのいわゆる名門校や州立の大規模な大学などにも同様の動きが広がり、教育専門メディアの集計では、今月 10 日までにいわゆる“接種の義務化”を表明した大学は、300 校以上に上っています。

一方、一部の州では、公立か私立かを問わず、州から運営資金を受け取っている大学が学生に接種歴の提示を求めることを事実上、禁じる方針を州知事が示し、これを受けてテキサス州や、アイオワ州の州立大学は“接種の義務化”は行わないと発表したほか、私立大学の中には、一度発表した“接種の義務化”の方針を撤回する大学も出ています。

接種を対面授業の条件とする大学でも、健康や宗教上の理由で接種できない場合は例外として扱うところがほとんどですが、アメリカでは接種するかどうかは個人の意思で決めることだとして、事実上の“接種の義務化”への反発も根強く、大学の対応にも影響しています。

アメリカでは去年、対面授業を再開した複数の大学で学生の間で感染が広がったケースが報告され、大学によっては対面とオンラインの授業を組み合わせたり定期的にウイルスの検査をしたりするなどの対策をとっています。

学生からは新学期が始まる秋から対面授業を再開することを望む声が強まる一方、寮などで生活する学生が多いことから、そのままでは再び大学で感染が広がるおそれがあるという指摘もあり、どのように学生の安全を確保するのかが課題となっています。

“義務化”見送った大学は

中西部アイオワ州のレイノルズ知事は、州の資金を得ている機関が新型コロナウイルスワクチンの接種歴の提示を求めることを事実上、禁止する方針を示し、今月、法案が州議会で可決されました。

こうした動きを受けて、アイオワ州の３つの州立大学の運営方針を決める理事会は先月、運営する大学ではいわゆる“接種の義務化”は行わないと表明しました。

州立大学の１つ、およそ１万人の学生が在籍するノーザンアイオワ大学では、去年８月に対面授業を再開したあと、学生などが多く住む自治体で新型コロナウイルスの陽性率が 40％近くに達するなど、感染が拡大し、地元メディアは、学生がキャンパスの外で飲食したり、パーティを開いたりしたことが原因の一つではないかという見方を伝えました。

大学は一部の授業をオンラインに戻したり、密集を避けるため大型の部屋で授業を行ったりするなどの対応をとりましたが、秋からの新学期を前に、どのように感染の拡大を防ぎ、対面授業を再開するのか課題になっていて、学生や職員が簡単に接種できるようキャンパス内に接種会場を設けたり、ウイルス検査の態勢を整えたりして新学期に備えています。

大学で健康管理を担当するシェリー・オコネルさんは「出身地など大学の外で接種する学生もいるので、接種済みの学生の割合を把握するのは難しいが、大学としては接種を強く推奨している」と話しています。

また、マーク・ヌーク学長は「職員や学生どうしが交流し、学ぶ場を提供するのは大学の最優先の役割だ。いわゆる“接種の義務化”はできないが、多くの学生はワクチンによって安全と健康が守られることを理解していると思うので、接種が進むことを期待している」と述べたうえで「はしかや風疹のようなワクチンは公立学校でも事実上義務化されているが、新型コロナウイルスワクチンは新しく、まだ信頼していない人もいる。接種を義務化するには時間がたって信頼が醸成されるのを待つことが必要ではないか」と話していました。

一方、学生からは「州立大学で接種を出席の条件とすることが見送られたのは残念だ」という声や、「全員がワクチンを接種していることがわかれば、より安心できる」といった声が出ていました。

“義務化”撤回の大学も

一度はワクチンの接種の事実上の義務化を決めたものの、方針の転換を余儀なくされた大学もあります。

テキサス州の私立、セントエドワーズ大学は、感染が深刻化した去年の春以降、授業の９割をオンラインで行っています。

ごく一部の対面授業でも、学生に毎週、PCR 検査で陰性を確認するなどの対応をとってきましたが、陽性者が後を絶たず、対応に限界を感じていました。

このため大学は、全面的な対面授業の再開にはワクチンの接種が不可欠だとして、ことし３月、新学期が始まる秋以降、学生や教授などに事実上、接種を義務化する方針を打ち出しました。

しかし、その直後、保守的な価値観を重視する共和党のアボット知事が、州から資金を得ている大学などの機関がワクチンの接種証明を求めることを禁止するという命令を出したため、大学は“義務化”の方針をやむなく撤回しました。

この大学で感染対策を担当するジャスティン・スローンさんは「学生たちは対面授業の再開を望んでいる。ワクチン接種と PCR 検査の両輪で感染対策を行うことが学内の健康を維持する上で重要な戦略になると思う」と話しています。

接種した学生に就学援助も

ニュージャージー州の州立ローワン大学は今月６日、新型コロナウイルスワクチンの接種を対面授業への出席の条件にするとともに、接種した学生には最大 1000 ドルの就学援助を行うと発表しました。

接種の証明書などを提出した学生は学費が 500 ドル減額され、寮に住む場合は、寮の費用が学費とは別に 500 ドル減額されます。

大学にはおよそ２万人の学生が在籍していて、大学はかかる費用は全体で 700 万ドルから 1000 万ドルと想定しています。

キャンパスには学生が接種を受けるための会場も設けられ、学生は予約なしで接種を受けることができます。

ローワン大学のアリ・フーシュマン学長は「学生にとってキャンパスで人と会いながら学ぶことはとても重要だ。学生の中には経済的な苦労をしながら通う学生もいるので、学費や寮の費用の援助は接種率の向上だけでなく、

就学の支援につながる」と話しています。
一方で、宗教上の理由や、健康上の理由などで接種しない学生は例外が認められているとして「ワクチン接種は自主的な選択によるべきで、強制にならないようにしたい。支援が得られることを知ったうえで、ワクチンについて改めて学んでもらい、選択してほしい」としています。
接種を促すために学生を支援する動きは、いわゆる“接種の義務化”を見送った大学でも行われていて、ミシガン州のウェイン州立大学では接種した学生に食堂で使える 10 ドル分のクーポンを配っているほか、ノースカロライナ州立大学グリーンズボロ校では、接種した学生を対象に「宝くじ」を行い、当選者は寮の費用が無料になったり、地元の飲食店で使えるクーポンを受け取ったりしたということです。
ワクチンめぐる考え方は
州の機関や、州の資金を得ている組織に対し、ワクチンの接種歴の提示を求めることを禁止する知事令を出したテキサス州のアボット知事は「ワクチンは安全で効果的だが自主的なもので、強制されるものではない。政府が人々に対し、日常の生活を送るためにワクチンの接種証明や、個人的な健康の情報を開示することを求めるべきではない」と理由を述べています。
一方、いわゆる“接種の義務化”を決めたニュージャージー州の州立ラトガース大学公衆衛生大学院のペリー・ハルキータス教授は「ワクチンを接種しないという個人の権利は大事だが、ほかの人を病気から守るという公共の利益も重要だ。ワクチンを接種しないという権利を行使することが、ほかの人々の健康に影響を与えるおそれがある以上、一部の権利を失うことになると理解すべきだ」としたうえで、いわゆる“接種の義務化”は対面授業を再開する上で合理的な判断だと指摘しています。

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・緊急事態宣言 きょうから愛知 福岡が追加 今月 31 日が期限に
＜NHK　2021 年 5 月 12 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210512/k10013025211000.html
・変異株「全く別のウイルス」　専門家、強力な対策要請―学会緊急シンポ
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 8 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021050800389&g=soc
・「全国に緊急事態発令」視野に　知事会、対策強化を提言
＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764467935387992064?c=39546741839462401
・自宅で死亡の感染者 18 人、大阪　昨年 10 月以降、治療受けられず
＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764410658021916672?c=39546741839462401
・コロナ労災、認定 5000 件超　医療、福祉の従事者 8 割
＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764431570585583616?c=39546741839462401

・新型コロナ　対策不足の五輪開催に海外から批判
＜毎日新聞　2021 年 5 月 10 日＞
https://mainichi.jp/premier/health/articles/20210507/med/00m/100/001000c

・ネット通信量、04 年比 78 倍に　コロナで在宅時間拡大が影響
＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764264818040225792?c=39546741839462401
・“国の借金” 1216 兆円余 この 1 年で 100 兆円超の増加
＜NHK　2021 年 5 月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210511/k10013022691000.html

・米、コロナ沈静化手応え
ワクチンで「峠越える」
＜共同通信　2021 年 5 月 10 日＞　https://this.kiji.is/764229463175708672?c=39546741839462401
・英、コロナ規制さらに緩和
店内飲食、映画館再開へ
＜共同通信　2021 年 5 月 11 日＞　https://this.kiji.is/764602294356033536

****

[3] ***健康安全***

◇ブルーライト抑える眼鏡 小中学への寄贈中止 東京

＜NHK　2021 年 5 月 12 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210512/k10013025131000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002

スマートフォンなどの画面から出る「ブルーライト」を抑えるメガネを子どもがかけることについて、眼科の学会などは先月、発育に悪影響を与えかねないとして慎重な対応を求めましたが、これを受け、東京 渋谷区で検討されていた小中学生に寄贈する計画が中止されたことが分かりました。

ブルーライトはデジタル端末の画面などから出る波長が短い青い光で、この光を抑えるとするメガネが多く販売されています。

このメガネを子どもがかけることについて、眼科の専門医で作る学会などは先月、太陽光を十分浴びないと近視が進行するリスクが高まるなどとして「推奨する根拠はなく、発育に悪影響を与えかねない」とする意見書を出し、慎重な対応を求めました。

このメガネを販売している専門店チェーン、「JINS」の運営会社は、ことし３月、東京 渋谷区立の小中学校のすべての児童生徒に無償で配ると発表していましたが、意見書を受けて渋谷区教育委員会と対応を協議し、関係者によりますと計画は中止されたということです。

「JINS」の運営会社は NHK の取材に対し「答えられることはない」とコメントしています。

また、教育委員会の担当者は「意見書を踏まえて判断した」としています。

意見書を作成した東京都眼科医会の福下公子会長は「ICT 教育の推進で子どもの目の健康に関心が高まっているので、同様のことが起きないか、学校教育の現場を注視していきたい」と話していました。

****

[4] ***環境教育***

◇「令和２年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」結果の公表について

＜環境省　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109549.html

「令和２年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」を実施し、その結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

調査結果については、広く活用いただけるよう、環境省ホームページにて公開しています。

【21 年 5 月 10 日訂正】１．（３）調査方法の調査期間を訂正しました。

訂正前：令和２年３月３日～→訂正後：令和３年３月３日～

１.調査の概要

（１）調査目的

環境教育等促進法基本方針（平成 30 年６月閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、「各種施策の改善に向けて、国民各界各層の意見を聴きながら検討」を行うこととされており、その検討に当たっては、国民の環境保全に対する意識、環境教育の影響等に関して、現状や基本方針策定後の変化、そして新たな課題等を把握することが必要とされています。

そのため、この度、環境教育の実施後の国民の環境保全への意欲の変化、社会の変化の中で生じつつある環境教育の新たな課題等の状況を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめましたので、公表します。

※参考：http://www.env.go.jp/policy/post_68.html

（２）調査内容

一般国民向けと教職員等教育関係者向けの２種の調査を実施しました。

a.一般国民向け（設問数：27 問、総回答数：2,075 名）

一般国民向けアンケートでは、「一般国民の環境保全に対する最近の意識とその変化」、「環境教育の取組に対する認識」及び「協働の取組」について把握することを目的とした調査としています。

b.教職員等教育関係者向け（設問数：15 問、総回答数：1,000 名）

教職員等教育関係者向けアンケートでは、学校教員等を対象として「ESD や環境教育に対する意欲・取組状況」、

「環境教育に対する、学校、地域、保護者の態度の変化」、「授業や学校活動で環境教育を行う際の課題」及び「ESD（持続可能な開発のための教育）の位置付け」について把握することを目的としました。

（３）調査方法

調査期間：令和３年３月３日（水）～同年３月５日（金）

有識者の助言を受けて作成した調査票を用いて、ウェブアンケートを実施しました。

一般国民向けのアンケートについては、回答者の構成は、年齢、居住地方の観点でバランスが取れた構成とし、教育関係者向けのアンケートについては、回答者の半数以上は学校教員とし、全体として地域バランスが取れた構成としました。

２.調査の結果

「令和２年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」の結果全体については、下記 HP に掲載しています。

(URL) http://www.env.go.jp/policy/post_154.html

主な調査結果は以下のとおりです。

【例１　一般国民向けアンケートＱ４】

生活習慣について、あなたの行動に最も近いものを選んでください。(それぞれ一つずつ)

＜回答結果＞

ゴミの分別やリサイクルについては、「日常的に」が 45%、「できる時は」を含めると 50～80%が取り組んでいる。一方で、４つの質問項目の中で「環境負荷の低い移動手段を選んでいる」は取組率が低く、また、「取り組みたいと思わない」が５%と高い。

図　→　https://www.env.go.jp/press/assets_c/2021/05/ex01-thumb-500xauto-215577.jpg

【例２ 一般国民向けアンケート　Q16×年齢（クロス集計）】

あなたが環境や社会に関することを学んだ場として、どのようなところがありましたか。(複数回答可)

＜回答結果＞

学んだ場について、「学校の授業」を挙げた人が 29 歳以下では 85%、39 歳以下では 78%と高かったのに対し、50 歳以上では 35%、60 歳以上では 19%と高齢になるほど低くなった。

図　→　https://www.env.go.jp/press/assets_c/2021/05/ex02-thumb-500xauto-215582.jpg

【例３　教職員等教育関係者向けアンケート　Q13】

あなたが授業や学校活動で環境教育を行う際の課題は何ですか。(複数回答可)

https://www.env.go.jp/press/assets_c/2021/05/ex02-thumb-500xauto-215582.jpg

＜回答結果＞

「授業時間の確保が難しい」が最も多く、次いで「適切な教材やプログラム等の準備ができない」、「カリキュラムマネジメントが難しい」という回答が多かった。

		n	%
	全体	1000	100.0
1	取り上げるべき環境課題が分からない	74	7.4
2	教え方や取組方法が分からない	139	13.9
3	適切な教材やプログラム等の準備ができない	279	27.9
4	カリキュラムマネジメントが難しい	277	27.7
5	外部講師探し（人材が少ない）	179	17.9
6	学習の場探し（地域に学習に適した場所・見学できる施設等が少ない）	168	16.8
7	専門的な内容を相談できるところがない	132	13.2
8	予算が少ない	207	20.7
9	授業時間の確保が難しい	429	42.9
10	安全面の確保が難しい	62	6.2
11	管理職の理解・協力が得られない	30	3.0
12	実施してみなければ分からないことが多い	145	14.5
13	その他：	13	1.3
14	特になし	194	19.4

https://www.env.go.jp/press/assets_c/2021/05/ex03-thumb-500xauto-215584.jpg

---

◇コンセプトムービー「体験の機会の場～SDGs 実現に向けた環境教育～」の公開について
＜環境省　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109550.html
****
[5] ***食品安全衛生関係***
◇特定保健用食品の表示許可について
＜消費者庁　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024109/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_210510_1.pdf
今回許可を行ったのは、別紙の１件です。
表示許可食品：DHA 入りリサーラソーセー ジ　いわし入り　（マルハニチロ株式会 社）
本品は、血清中性脂肪を低下させる作用のある ドコサヘキサエン酸（DHA）とエイコサペンタエン 酸（EPA）を含んでいるので、血清中性脂肪が気 になる方に適した食品です。
（参考）
特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。
令和３年５月 10 日現在、1074 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。
詳しくは、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200122_04.pdf
を御覧ください。
****
[6] ***廃棄物関係***
◇令和２年度国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査結果について
＜環境省　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/109527.html
平成29年末以降の外国政府による使用済み廃プラスチックの輸入禁止措置及び新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の停滞等の影響を踏まえた、国内の廃プラスチック類処理の状況を把握するため、都道府県等及び廃棄物処理業者に対し、今回で５回目となる廃プラスチック類の処理等に関するアンケート調査を行ったものです。
１．調査の概要
実施期間：令和２年12月～令和３年１月（令和２年11月末時点の状況について回答依頼）
回答対象：都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市の産業廃棄物主管部局並びに廃プラスチック類の産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）の許可を有している優良認定業者
回答率：都道府県及び政令市100%(47都道府県及び80政令市から回答)
産業廃棄物処理業者 27.0%（調査対象696者のうち188者から回答）
２．主な結果概要
今回の調査においては、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の処理量、稼働率、保管率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、一時期輸入禁止措置以前の平成29年末の水準より大きく低下しましたが、その後再び上昇していることが確認されました。
令和２年11月末時点では、平成29年末以前の水準に戻りつつあるため、今後も状況を注視していくことが必要です。
また、一部地域においては、不法投棄事案及び保管上限超過等の基準違反が確認されており、廃プラスチック類処分施設の処理量、稼働率、保管率の変化次第では、今後も廃プラスチック類の適正処理に支障が生じる、あるいは廃プラスチック類の不適正処理事案が発生する可能性は否定できません。
３．今後の対応
バーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や、国内での処理状況等も踏まえなが　ら、今後も必要に応じて、廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情

報共有を進めていきます。
加えて、以下の対策を進めているところです。
①令和元年５月31日に策定された「プラスチック資源循環戦略」に基づき、プラスチックの資源循環を展開。
②令和元年５月20日付け廃プラスチック類通知の内容について、自治体に再周知。
③優良認定処分業者の保管量の上限引上げ（処理能力×14日分→28日分）制度（改正省令を令和元年９月施行）の活用を促し、優良認定業者による処理を推進。
④高度リサイクル設備の導入を支援し、国内の資源循環体制を促進。
⑤包括的にプラスチックの資源循環体制を強化するため、今国会に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」を提出中。
添付資料
【報告書（概要版）】令和２年度国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査結果について
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116219.pdf
【報告書（詳細版）】令和２年度国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査結果について
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116220.pdf
****

[7] ***温暖化対策関係***

◇カーボンニュートラル実現に向けた住宅・建築物分野の取組を検討します
＜経済産業省　2021 年 5 月 11 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210511001/202105110001.html?from=mj
---

◇第一生命が異例の数値目標　温暖化対策なければ株売却も
＜朝日新聞　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP595451P57ULFA02V.html
　第一生命ホールディングス（HD）は、保有する株や債券の発行元企業などが排出する温室効果ガスについて、2025年までに19年度末比で25%削減する方針を決めた。稲垣精二社長が朝日新聞のインタビューに明らかにした。大手生保が資産運用にあたって温暖化対策の短期的な数値目標を設けるのは異例だ。
　機関投資家が具体的な目標を定めることで、温暖化対策に向けた日本企業の動きが一段と加速する可能性がある。稲垣氏は「異常気象で人が住めないような社会だと意味がなく、保険会社も存続できない」と話した。
　同社は今後 3 年で（環境や社会問題などに積極的な企業に投資する）ESG 投資に 3 千億円以上を充て、累計額を 1 兆 1 千億円以上と 19 年度末時点から倍増させる計画を持つ。投資先に対しては「対話で行動を促していく」とし、取り組みが極端に乏しい企業は「場合によっては売却もありうる」と語った。
****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和 3 年度夏期文部科学省インターンシップの実施について
＜文部科学省　2021 年 5 月 10 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af26acxktjlk4KbE
https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/attach/1422259.htm
文部科学省では、学生・生徒の皆さんに文部科学省における実際の文教・科学行政事務に接する機会を提供することにより、職業意識の向上、学習意欲の喚起、文教・科学行政に対する理解を深めていただくことを目的として、インターンシップ（中学生については職場体験）を実施しています。
令和 3 年度夏期文部科学省インターンシップについては、令和 3 年 7 月 26 日（月）から受け入れを開始します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、受入形態の変更等を行う場合があります。

◇令和３年度「我が国循環産業の海外展開事業化促進業務」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのＣＯ２削減支援事業）」の公募について
＜環境省　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/109554.html
---

[調査予定]

◇結婚と出産に関する全国調査（第 16 回 出生動向基本調査）　ご協力のお願い

＜厚生労働省　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4sQvwTMFUvDCvDhY

****

[9] ***その他省庁発表***

◇植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 34 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 10 日　号外　第 102 号　29～33 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210510/20210510g00102/20210510g001020029f.html

---

◇種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産省告示第 738 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 11 日　本紙　第 488 号　7～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210511/20210511h00488/20210511h004880007f.html

---

◇取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（法律第 32 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 10 日　号外　第 102 号　25～27 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210510/20210510g00102/20210510g001020025f.html

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会　自動車リサイクルＷＧ　中央環境審議会循環型社会部会　自動車リサイクル専門委員会合同会議（第 54 回）の開催について　　５月 24 日、WEB 会議

＜環境省　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109580.html

＜経済産業省　2021 年 5 月 10 日＞　[URL] http://www.meti.go.jp/press/index.html

（１）自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）について

（２）その他

・第 6 回中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合　　5 月 14 日、オンライン会議

＜経済産業省　2021 年 5 月 10 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39606

1. 関係省庁からのヒアリング

・カーボンニュートラル実現に向けた住宅・建築物分野の取り組みを検討します～「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」（第 3 回）を開催 ～　　５月 19 日、ＷＥＢ会議

＜環境省　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/109539.html

・動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第９回）の開催について　　５月 17 日、WEB 会議

＜環境省　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109543.html

（１）基準の解説書（仮称）について

（２）その他

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会議事録（2021 年 3 月 22 日）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yuwH6RstetjqlNBY

(1) 組換え DNA 技術応用食品等の製造基準の適合確認について

(2) その他

・山梨県における豚熱の確認及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

5 月 11 日

＜農林水産省　2021 年 5 月 11 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210511.html

****

[付録]

◇自分の顔見ると、やる気アップ?　脳活動を調べて発見

＜朝日新聞　2021 年 5 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP57420LP4WPLBJ00C.html

自分の顔を鏡や写真で見ると、仕事や勉強に対して、やる気がアップするかも――。大阪大学の中野珠実准教授らが、こんな発見を脳神経科学の専門誌に発表した。

中野さんらが顔に注目したのは、人間は表情や目の動きをもとに複雑なコミュニケーションを実現しているからだ。他人の顔が示す情報から、相手の考え、時にはウソを読み取ることもある。

そのため、人間が他人の顔を認識する脳の領域は、他の動物に比べて発達している。だが近年、自分の顔についての認識力も優れている可能性が指摘されている。

自分の顔を認識するのはなぜか。中野さんは詳しい仕組みを探ろうと、脳内の活動を可視化する「機能的磁気共鳴画像法（fMRI)」を活用した。

20 代の女性 22 人に装置の中に入ってもらい、自分と、他の女性 10 人の顔写真を次々に表示した。見ていることが認識できない 0・025 秒間という短時間（サブリミナル）に写真を表示した場合、脳がどう反応するか調べた。

その結果、自分の顔が表示された時には、脳の奥にある「腹側被蓋野（ふくそくひがいや)」と呼ばれる部位が強く活動していた。神経伝達物質ドーパミンを放出する部位で、やる気と結びつくことが知られる。

中野さんによるとこれは、無意識でも自分の顔を認識すると、情報をさらに読み取ろうと脳の活動が高まる働きを示すと考えられるという。

一方、他人の顔写真を見た時には腹側被蓋野の反応は弱く、恐怖などに関わる「扁桃（へんとう）体」という部位が強く反応。無意識に自分と他人の顔を見分けていることも分かった。

中野さんは「自分の顔は、他人に自分がどう見えているかを教えてくれる重要な情報。鏡や写真を見た経験をもとに、無意識に注意がむくようになっていると考えられます。オンライン会議システムの画面に自分の顔が表示されればチラチラ気になりますよね」。

パソコンの画面に短時間、自分の顔を表示させるなど、やる気を自然に引き出す活用法が考えられるという。

********** 以上 **********